⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合、紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑿　本工事は、発注者と請負者間において、工事施工に係る手続きをコンピューターネットワークを利用した文章等の情報交換により行うＣＡＬＳ／ＥＣ実証フィールド実験対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　大臣官房官庁営繕部の平成21・22年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　大臣官房官庁営繕部の平成21・22年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㋐から㋑の基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　構造及び規模　鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積20,000㎡以上かつ地上５階以上。

㋑　工事種別　耐震改修工事（耐震壁、ブレース又は免震装置を含むもの）、新築工事又は増築工事。なお、増築工事にあっては、増築面積が20,000㎡以上のものに限る。

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記㋐から㋑の基準を満たす工事を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㋒から㋓の基準を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が、平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　構造及び規模　鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積3,000㎡以上かつ地上２階以上。

㋓　工事種別　耐震改修工事（耐震壁、ブレース又は免震装置を含むもの）、新築工事又は増築工事。なお、増築工事にあっては、増築面積が3,000㎡以上のものに限る。

⑹　「工程管理に対する技術的所見」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定した者である。

②　平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸㋐から㋖の基準を満たす工事を元請けとして施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。（別紙入札説明書参照）

なお、入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があること。

⑻　大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕監督保全室が工事監理を担当した当該工事のうち平成19年４月１日から平成20年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が60点以上であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計企業体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　総合評価落札方式において提出された施工方法等の提案（以下「技術提案」という。）が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

１）施工体制を評価する。

２）「２階目録ホールの既存ＳＲＣブレース部分における鉄骨格子型ブレース補強及びステンドグラス再利用に係る施工品質管理に関する取組」を評価する。

３）「２階目録ホール及び回廊周辺における図書館利用者及び職員の利便性確保に関する取組」を評価する。

４）「平日昼間に行う外部改修工事中における騒音、振動及び粉塵による執務室等周囲への影響の低減に関する取組」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（評価基準等の詳細は入札説明書参照）。